

新型コロナウイルス感染症に関する 岩内町からのお知らせ

「新型コロナウイルス感染症」緊急事態宣言の対象が全国に拡大され、北海道も「特定警戒都道府県」とされました。

町民の皆さんに、あらためてご協力いただきたいこと、また、休業や失業による、お困りごとなどの相談窓口や、生活資金の貸付制度、融資を受けた場合の利子補給の制度等についてお伝えします。

○感染拡大防止のため、町民の皆さんにご協力いただきたいこと

「換気が悪い」「人が密に集まっている」「不特定多数の人が間近で会話をする」など、集団感染の発生場所には共通点があります。

不要不急の外出や、人混み（特に都市部への往来）は避けるようにしてください。

○次のことにも気を付けましょう

① かからない

- ◆ 手洗いを徹底する
- ◆ 混雑した場所を避ける
- ◆ 十分な睡眠と栄養をとる

手洗いの方法



流水で手をぬらした後、石けんを付けてよくこすり、手の甲、指先・爪の間、指の間、親指と手のひら、手首をていねいに洗いましょう

② うつさない

- ◆ 体温の測定などの健康管理
- ◆ 発熱など症状が出たら外出しない

咳エチケット



マスクを着用する



ハンカチで口と鼻を覆う



上着の袖などで口と鼻を覆う

③ 一人でなやまない

【新型コロナウイルス感染症に関する問合せ】

- ◆ 帰国者・接触者相談センター（岩内保健所） 62-1537（平日8:45～17:30）
- ◆ 北海道保健福祉部健康安全局地域保健課 011-204-5020（24時間対応）
- ◆ 厚生労働省コールセンター 0120-565-653（9:00～21:00）

生活福祉資金（緊急小口資金）特例貸付制度

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業や失業などで生活資金にお困りの方を対象に生活福祉資金（緊急小口資金）特例貸付の制度があります。

【貸付の内容】

対 象：新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生活維持のための貸付を必要とする世帯

限 度 額：原則、一世帯につき1回限り10万円以内
※一定の要件を満たした場合20万円以内

据置期間：貸付の日から1年以内

償還期間：据置期間終了後2年以内

貸付利子：無利子

問 合 せ：岩内町社会福祉協議会 62-3328（平日8:45～17:15）

新型コロナウイルス感染症対策緊急経営支援補助金

岩内町独自の緊急経営支援策として、町内の金融機関から融資を受けた中小企業者に対する貸付利子を助成する制度があります。

【補助の内容】

補助率：貸付利子の10分の10
 限度額：1事業者あたり15万円以内
 問合せ：企画産業課 67-7096



税・保険料など納付にお困りの方へ

新型コロナウイルス感染症の影響で、支払いにお困りの方はお問合せください。

税・保険料など	お問合せ先	
国税(所得税、消費税)	倶知安税務署	0136-22-1192
道税(道民税、自動車税など)	後志総合振興局税務課	0136-23-1331
町税(町民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税)	税務課	67-7091
国民健康保険税		
後期高齢者医療保険料	保健福祉課(医療保険担当)	67-7084
介護保険料	保健福祉課(介護保険担当)	67-7085
保育料・給食費(保育所)	保健福祉課(子育て支援担当)	67-7083
国民年金保険料	住民課	67-7094
町営住宅家賃	建設住宅課	67-7092
水道料金、下水道使用料、下水道事業受益者負担金	上下水道課	67-7093

国民1人当たり現金10万円の一律給付、中小・個人事業主向け給付金、子育て世帯への臨時特別給付金について

3給付金とも、現在、給付に向けて準備を進めておりますが、詳細が決まりしだい皆さまにお知らせいたします。

【国民1人当たり現金10万円の一律給付】
 (所得制限なし)

【子育て世帯への臨時特別給付金】
 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の支援を行うものです。
 対象児童1人につき1万円

【中小・個人事業主向け給付金(持続化給付金)】
 感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧となる、事業全般に広く使える給付金を支給するものです。
 ○中堅・中小零細企業
 最大200万円
 ○個人事業主
 最大100万円

